

熊本市消防局開発行為事務処理要綱

制定 平成27年3月27日消防局長決裁
改正 平成27年4月22日消防課長決裁
平成28年3月25日消防課長決裁
平成31年3月22日消防局長決裁
令和2年3月19日警防課長決裁
令和6年10月23日警防課長決裁
令和7年3月17日警防課長決裁
令和8年2月16日警防課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市消防局（以下「消防局」という。）が行う都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき行われる熊本市に存する公共施設（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条の2に規定する消防の用に供する貯水施設に限る。）に係る協議及び同意並びに開発行為に伴い設置される消防水利に関する事務処理について、熊本市都市建設局（以下「都市建設局」という。）が定める開発許可申請の手引き（以下「手引き」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開発水利 法第33条に規定する開発許可の基準を満たすもの（開発行為により設置することとなるものを含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 開発行為 法第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (3) 同意 法第32条第1項の規定に基づき行う開発行為に関する同意をいう。
- (4) 協議 法第32条第1項及び第2項の規定等に基づき行う開発行為に関する協議をいう。
- (5) 開発区域 法第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- (6) 開発面積 開発区域の面積をいう。
- (7) 申請者 開発行為に関する申請をする者をいう。
- (8) 大規模開発 開発面積10,000平方メートル以上の開発行為をいう。
- (9) 公設消火栓 熊本市消防水利規程（平成27年消防局訓令第7号。以下「水利規程」という。）第3条第1号に規定するものをいう。
- (10) 私設防火水槽 水利規程第3条第4号に規定するものをいう。
- (11) 管網 管径75ミリメートル以上の配水管で網目状に敷設されたものをいう。

(開発水利の要件)

第3条 開発水利の要件は、水利規程第4条に規定する水利の要件のほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 管径150ミリメートル以上の配水管から分岐した管網上の公設消火栓で、当該分岐点から配水管長180メートル以内に取りつけられた最初のもの
- (2) 貯水量40立方メートル以上の防火水槽
- (3) 貯水量20立方メートル以上の防火水槽のうち、取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を持つ補給水管を有するもの（開発面積が2,000平方メートル未満の開発行為に限る。）

2 私設防火水槽のうち、前項第2号及び第3号に掲げる要件を満たし、水利規程第5条に規定する標識を設置したものは、所有者から様式第1号により使用の承諾を得ており、警防上支障がない場合に限り、開発水利とする。

(開発水利の有効範囲)

第4条 開発水利の有効範囲は、別表第1に掲げる用途地域（法第8条第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表に定める範囲とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該有効範囲から除くものとする。

- (1) 開発水利から開発区域の出入口に至るまでの通路が、河川、がけ、軌道敷、建築物及び片側2車線

以上の道路等によって分断され、かつ、常時通行可能な道（国や地方公共団体が指定・建設・管理する道路、建築基準法上の道路等で、幅員が1.5mを超えるもの（階段道路を除く。））がない場合。

- (2) 開発水利から開発区域の出入口に至るまでの距離が、前号に規定する常時通行可能な道を通行し、200mを超える場合。

（開発水利の照会）

第5条 申請者は、開発水利の状況について確認を必要とする場合は、様式第2号を作成し当該開発区域を管轄する消防署長（以下「管轄署長」という。）へ照会を行うものとする。

- 2 管轄署長は、前項の規定による照会を受けた場合は、様式第3号により申請者に回答するものとする。
（同意申請）

第6条 申請者は、法第32条第1項の規定による同意を得ようとする場合は、同意申請書（手引き様式8-1）その他別表第2に掲げる必要な書類を作成し、管轄署長へ申請するものとする。

（同意基準）

第7条 管轄署長は、開発区域が第4条に規定する開発水利のうち熊本市が所有する既設防火水槽により有効範囲に包含され、かつ、警防上支障がない場合は、同意するものとする。

（同意審査）

第8条 管轄署長は、同意申請書（手引き様式8-1）を受理した翌日から起算して7日以内に、前条に規定する同意基準に基づき、同意又は不同意を決定するものとする。ただし、現地調査その他相当な理由により期間を要する場合については、この限りでない。

- 2 前項の同意期間の終了日が土曜日、日曜日又はその他の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を終了日とし、同意期間中に申請書の不備がある場合は、申請者にその旨を通知した当日から、図書の不備が補正されるまでの間は、同意の期間から除くものとする。

- 3 管轄署長は、前項に規定する審査を行ったときは、当該審査の内容を消防水利同意審査書（様式第4号）に記録するとともに、申請者に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式にて通知するものとする。

(1) 同意 手引き様式8-2

(2) 不同意 様式第5号

（再同意の要件）

第9条 申請者は、次の各号に掲げる変更が生じた場合は、管轄署長に再度同意の申請をしなければならない。

(1) 同意の内容に変更がある場合（設計については、開発水利の種類の変更に係る場合に限る。）

(2) その他再同意を必要とする変更がある場合

（開発水利の新設協議申請等）

第10条 申請者は、開発水利の新設協議を行う場合は、協議申請書（防火水槽-手引き様式9-1・消火栓-様式第6号）及び管理予定者との協議経過書（防火水槽-手引き様式9-2・消火栓-様式第8号）に掲げる項目について、関係図書を添付し、別表第2に掲げる必要な書類を作成し、管轄署長へ申請を行うものとする。ただし、配水管に係る工事が必要となるときは、熊本市上下水道局総務部給排水設備課長（以下「給排水設備課長」という。）とも協議するものとする。

- 2 管轄署長は、前項の協議申請書を受理した翌日から起算して7日以内に、様式第7号により回答するものとする。また、回答期間の取扱いについては第8条第2項と同様とする。

- 3 第1項のただし書きの場合において、管轄署長は、開発区域が第4条に規定する開発水利の有効範囲に包含され、かつ、警防上支障がない場合は、様式第9号により給排水設備課長に通知するものとする。

（大規模開発）

第11条 管轄署長は、大規模開発の場合においては、第7条の規定によるほか、開発面積が50,000平方メートルごとに貯水量40立方メートル以上の防火水槽を設置するよう協議するものとする。

（協議時の行政指導）

第12条 管轄署長は、第10条に規定する協議において、次に掲げる事項を申請者に指導するものとする。

- (1) 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第7条に規定する中高層建築物の建築を含む開発行為においては、はしご自動車の進入路及び活動空地の確保
- (2) その他警防活動を行うための必要な事項

(設置基準)

第13条 申請者は、第10条の規定により開発行為に伴う消火栓（以下「開発消火栓」という。）並びに防火水槽及び付帯設備（以下「開発防火水槽等」という。）を新設する場合は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める事項に適合させるものとする。

- (1) 開発消火栓 熊本市上下水道局が定める基準
- (2) 開発防火水槽等 水利規程第5条に規定する設置基準
(開発消火栓の検査)

第14条 管轄署長は、開発消火栓が新設される場合は、設置状況及び通水状況について検査を実施するものとする。

- 2 申請者は、開発消火栓の竣工図を管轄署長に提出するものとする。
(開発防火水槽等の検査)

第15条 管轄署長は、開発防火水槽等が新設される場合は、水利規程第21条の規定に基づき、検査を実施するものとする。

(開発水利の完成通知)

第16条 管轄署長は、開発水利の新設に係る工事が完了したときは、様式第10号により都市建設局都市政策部開発指導課長（以下「開発指導課長」という。）、給排水設備課長及び消防局警防部警防課長に通知するものとする。ただし、給排水設備課長への通知については、配水管の工事に係るものに限る。

(開発防火水槽等の帰属手続)

第17条 申請者は、協議により開発防火水槽等を熊本市に帰属することとした場合は、別表第3に掲げる帰属確認のための書類を法第36条第1項に規定する開発行為に関する工事完了の届出までに管轄署長に提出するものとする。

- 2 管轄署長は、熊本市に帰属する開発防火水槽等の所有権移転登記の帰属手続を様式第11号に別表第3に掲げる書類を添付し、消防局総務部管理課長（以下「管理課長」という。）に依頼するものとする。
- 3 管理課長は、前項の登記が完了したら、防火水槽等の寄付採納事務取扱規程（平成22年消防局訓令第8号）第7条第2項の規定に基づき、管轄署長に通知するものとする。

(開発防火水槽等の帰属通知)

第18条 管轄署長は、開発防火水槽等の熊本市への帰属手続が完了したときは、申請者に対し、様式第12号により通知するものとする。

(開発防火水槽等の管理)

第19条 熊本市に帰属することとなった開発防火水槽等については、工事完了公告の翌日から熊本市長が管理するものとする。

- 2 熊本市に帰属しない開発防火水槽等の管理を行う者は、管轄署長に防火水槽維持管理誓約書（様式第13号）を提出し、良好な維持管理を行わなければならない。

(開発水利の廃止)

第20条 熊本市における開発行為により設置された開発水利は、原則として廃止できないものとする。ただし、新たに開発水利が設置されたこと等により、当該開発水利を廃止しても警防上支障がないと管轄署長が判断した場合で、開発指導課長の承認を得たものについてはこの限りでない。

(開発許可等事務連絡会議等)

第21条 管轄署長は、熊本市における大規模開発に伴い開催される開発許可等事務連絡会議等において、開発水利の設置その他必要な事項について意見を提出できるものとする。

(益城町及び西原村に係る開発水利)

第22条 益城町又は西原村で行われる開発行為のうち、各町村で定めた開発行為の基準に基づき、開発水利に係る照会等が益城西原消防署長にされたときは、各町村の基準により事務処理を行うものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

用途地域	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	左記以外の用途地域及 び用途地域の定めのない地域	用途地域の定めのない 地域で、開発面積が1, 000平方メートル未 満のもの
有効範囲 (メートル)	100	120	140

注1 有効範囲内とは、一の消防水利を中心とし、有効範囲を半径とした円の内側にあることをいう。

注2 開発区域が2以上の用途地域にわたる場合は、それぞれの用途地域の有効範囲で開発区域を包含するものとする。

注3 用途地域の定めのない地域での開発面積1,000平方メートル未満の開発行為においては、開発水利（第3条の規定に適合しない管径75ミリ以上の公設消火栓を含む。）によって当該開発区域の一部が当該消防水利の有効範囲に含まれることで警防上支障がないものとする。

別表第2（第6条関係・第10条関係）

1-1	同意申請書（開発許可申請の手引き 様式8-1 熊本市が所有する既設防火水槽に限る。）
1-2	協議申請書（開発許可申請の手引き 様式9-1 防火水槽の新設時に限る。） （様式第5号 消火栓の新設時に限る。）
2	管理予定者との協議経過書（開発許可申請の手引き 様式9-2 防火水槽の新設時に限る。） （様式第7号 消火栓の新設時に限る。）
3	設計説明書（開発許可申請の手引き 様式3）
4	位置図（縮尺10,000分の1）
5	区域図（縮尺2,500分の1）
6	土地利用計画平面図（又は造成計画平面図）
7-1	防火水槽の新設時に必要な書類 (1)給水施設計画平面図 (2)防火水槽配置詳細平面図 (3)防火水槽構造図（付帯設備詳細図及び本体周辺の縦横断面図を含む。） (4)二次製品防火水槽にあつては、型式番号がわかるもの（認定書等）の写し、現場打ち防火水槽にあつては防火水槽配筋図（配筋量計算表及びを含む。） (5)現場打ち防火水槽構造計算書
7-2	消火栓の新設時に必要な書類（配水管の新設を含む。） (1)消防水利計画平面図 (2)新設となる消火栓又は配水管が示された上下水道局の切り出し図（上下水道局担当者と協議したことがわかるもの。）
8	その他必要な書類

備考 1 上記書類は、2部（正本1部、副本1部）提出すること。

2 詳細については、別添の熊本市消防局開発行為事務処理フローチャートを参考にすること。

別表第3（第17条関係）

(1) 実印を押印した次の書類	
ア 防火水槽（本体及び敷地）の帰属願い	
イ 所有権移転登記の承諾書	
ウ 登記原因証明情報	
(2) 全部事項証明書（土地）	
(3) 印鑑証明書	
(4) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請人が個人の場合は除く）	
(5) 地積測量図	
(6) 公図（字図）	
(7) 位置図（縮尺10,000分の1）	
(8) 区域図（縮尺2,500分の1）	
(9) 土地利用計画平面図	
(10) 防火水槽構造図（付帯設備詳細図含む）	
(11) 現況写真（境界標が写ったもの）	
(12) その他局長が必要と認める書類	

備考 上記書類は2部（正本1部、副本1部）提出すること。

様式第1号（第3条関係）

私設消防水利使用承諾書

年 月 日

開発行為許可申請者

住所

氏名

様

（名称及び代表者氏名）

所有者 名 称

代表者職氏名

印

次の開発行為については、所有する消防水利施設を開発水利として使用することに承諾します。

1 関係する消防水利	構造： 年式： 貯水量： 基準を満たす補給水管の有無：
2 関係する消防水利の住所	
3 開発行為の申請者住所及び氏名	
4 開発区域の地名及び地番	
5 開発区域の面積	
6 開発行為の目的	

年 月 日

様

住 所

氏 名

連絡先

開発行為における消防水利について（照会）

都市計画法第29条の申請をするにあたり、下記の開発区域における消防水利の現状及び警防上の支障について照会します。

記

開発区域に含まれる 地域の名称	
開発行為の目的	
開発区域の面積	(公簿) m ² (実測) m ²
開発区域の用途地域	
予定建築物の高さ	
第1回照会	年 月 日 ・ 発第 号
添付資料	<input type="checkbox"/> 位置図（縮尺 10,000分の1） <input type="checkbox"/> 区域図（縮尺 2,500分の1） <input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図
その他	

- 備考 1 既設消火栓及び私設防火水槽に伴う照会の場合は、土地利用計画平面図が必要となります。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様

消防署長

開発行為における消防水利について（回答）

年 月 日付で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

開発区域に含まれる 地域の名称	
開発行為の目的	
開発区域の面積	(公簿) m ² (実測) m ²
開発区域の用途地域	
回答	
行政指導	
開発許可（都市計画法第29条）申請時に必要となる消防水利の図書	<input type="checkbox"/> 都市計画法第32条第1項に基づく同意が必要となります。 <input type="checkbox"/> 都市計画法第32条第2項に基づく協議が必要となります。 協議申請書（手引き様式9-1号）・管理予定者との協議経過書（手引き様式9-2号） <input type="checkbox"/> 上下水道局との協議内容が分かる書類が必要となります。 協議申請書（様式第6号）・管理予定者との協議経過書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図を添付し、改めて照会が必要となります。 <input type="checkbox"/> この書面の写しを添付してください。 <input type="checkbox"/> 私設消防水利使用承諾書（様式第1号）及び誓約書（様式第14号）を添付し、改めて照会が必要となります。
その他	1 同意及び協議申請時には、この写しを添付してください。ただし、この書面の有効期間は、発送日から12ヶ月以内とします。 2 開発行為の変更がありましたら、事前に申出をお願いします。

様式第4号（第8条関係）

開発水利（同意・協議）審査書

申請者	住所				
	氏名				
開発区域に含まれる地域の名称		開発面積	m ²		
		用途地域			
消防水利の種別		既設	新設	有効範囲	
消火栓	φ150mm以上	基	基	m	φ mm
	φ150mm未満	基	基	m	φ mm
防火水槽	40立方メートル級	基	基	m	φ mm 補給装置付
	20立方メートル級	基	基	m	φ mm 補給装置付
条件					
その他 (行政指導)					
(消防水利新設時) 通知記入欄	宛先	内容	年月日	担当者	
	給排水設備課 (配水管工事に係る場合)	協議回答通知	年月日		
		完成通知	年月日		
	開発指導課	完成通知	年月日		
局警防課	完成通知	年月日			
備考			受取記入欄		
			年月日		

公共施設管理者開発行為不同意通知書

年 月 日

許可申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

様

管理者 名称

代表者職氏名

印

次の開発行為については、都市計画法第32条第1項の規定については不同意とします。

1 関係する公共施設	
2 開発行為許可申請者 住所（所在地） 氏名(名称及び代表者氏名)	
3 開発区域の地名 及び地番	
4 開発区域の面積	
5 開発行為の目的	
6 不同意の理由	

様式第6号（第10条関係）

協議申請書

年 月 日

熊本市長 様

許可申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

連絡先

このたび、都市計画法第29条の開発許可の申請をするにあたり、下記のとおりで警防上支障がないか、関係書類を添えて協議申請します。

記

- 1 関係する消防水利
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 開発行為の目的
- 4 開発区域の面積
- 5 協議の内容

様式第7号（第10条関係）

協議申請回答書

発第 号
年 月 日

協議申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

管理者 名称

代表者氏名

印

（例）

年 月 日に協議依頼がありました消防水利については、警防上支障ありません。

（例）

年 月 日に協議依頼がありました消防水利については、熊本市消防局開発行為事務
処理要綱に定める開発水利の要件・有効範囲に適していません。

様式第8号（第10条関係）

管理予定者との協議経過書		
開発区域の名称		
消防水利の名称		
協議項目	協議内容	協議結果（条件）
設計		
管理方法		
土地の帰属		
費用の負担		
その他		
協議 年 月 日	開発行為許可申請者 住所（所在地） 氏名 （代表者職氏名）	
	管理予定者 名称 代表者職氏名	印

上下水道局 給排水設備課長 様

消防署長

開発行為に伴う消防水利の協議について（通知）

このことについて、都市計画法第29条の申請をするにあたり、下記のとおり設置すれば、警防上支障がないことを通知します。

記

1 申請者	
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3 開発面積	
4 消防水利の種類	
5 発送日・協議申請回答書番号	
6 構造・補給水管の有無	
7 管理予定者	
8 工事完了予定日	
9 添付書類	
10 担当	
備考	

様

消防署長

開発行為に伴う消防水利の設置について（通知）

このことについて、 年 月 日付、 発第 号で回答した下記の消防水利が完成し、警防上支障がないことを通知します。

記

1 申請者	
2 開発区域に含まれる地域の名称	
3 開発面積	
4 消防水利の種類及び設置数	
5 構造	
6 竣工日	
7 管理予定者	
8 担当	
備考	

様式第11号（第17条関係）

発第 号
年 月 日

管 理 課 長 様

消防署長

開発行為に係る防火水槽用地の帰属について（依頼）

このことについて、当該用地は、都市計画法第40条第2項の規定に基づき、別紙公告の翌日をもって帰属しますので、所有権移転登記の手続きをお願いいたします。

なお、当事者等については下記のとおりです。

記

1 当事者

- (1) 所有者
住 所
氏 名

- (2) 受託者 熊本市

2 所在地、物件の地目及び地積

- (1) 所在地
(2) 地 目
(3) 地 積

3 公告日

4 防火水槽構造

5 帰属防火水槽数

様

熊本市長

(扱い)

開発行為に係る防火水槽用地の帰属について

下記防火水槽用地について所有権移転登記が終了しましたので、土地の全部事項証明書(写)を添付のうえ通知します。

記

1 申請者

2 所在地、物件の地目及び地積

所在地 熊本市

地 目

地 積 m^2

3 防火水槽構造 R C造 角型 半地下式 0 t級 有蓋 二次製品 $\Phi 40\text{mm}$ 補給水管付

4 防火水槽数 基

防火水槽維持管理誓約書

防火水槽 基

所有者（住所）

（氏名）

（電話番号）

所在地

構造

上記防火水槽は、都市計画法に基づく開発行為の許可条件として設置するものであり、熊本市消防局開発行為事務処理要綱の規定に基づき協議した結果、所有者が管理することに決定したので、次の事項を遵守し管理することを誓約します。

記

- 1 防火水槽は、永久に維持管理します。ただし、事情やむを得ず撤去等を行うときは、所有者の責任において処理します。
- 2 撤去等をおこなうときは、あらかじめ熊本市 消防署長と協議します。
- 3 防火水槽の維持管理に必要な費用については、一切を負担します。
- 4 防火水槽は、常時使用可能な状態にしておきます。
- 5 開発区域外の火災及び災害発生時の使用については、異存ありません。
- 6 防火水槽の敷地等を第三者に譲渡し又は、所有者等の移転を行う場合は、あらかじめ、熊本市 消防署と防火水槽の所有者及び管理者について協議します。

熊本市 消防署長 様

年 月 日

住 所

氏 名

誓約書

防火水槽

基

開発行為許可申請者
(住所)

(氏名)

(電話番号)

所在地

構造

上記防火水槽について、所有者と協議し、次の事項を遵守することを誓約します。

なお、誓約書の写しの一部は誓約者が保管し、都市計画法第44条及び第45条の場合はこれを承継の証とします。

記

- 1 防火水槽は、所有者と協議し永久に維持管理します。ただし、事情止むを得ず撤去等を行うときは、開発行為許可申請者の責任において代替施設を設置します。
- 2 所有者が撤去等を行うときは、あらかじめ熊本市 消防署長と協議します。
- 3 防火水槽の維持管理に必要な費用については、所有者と協議の上、一切を負担します。
- 4 防火水槽は、常時使用可能な状態にしておきます。
- 5 開発区域外の火災及び災害発生時の使用については、異存ありません。
- 6 防火水槽の敷地等を第三者に譲渡又は、所有者等の移転がある場合は、あらかじめ、熊本市 消防署と防火水槽の所有者及び管理者について協議します。

熊本市 消防署長 様

年 月 日

住 所

氏 名